

春日井市DV対策基本計画（第2次）（案）に対する市民意見の概要及び市の考え方

1 市民意見公募実施概要

実施期間 平成25年11月19日～12月19日

公表方法 「春日井市DV対策基本計画（第2次）（案）」を市の各施設（男女共同参画課、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、市民活動支援センター、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市のホームページに掲載

募集方法 郵送、ファックス、電子メールもしくは持参による提出

募集結果 3名 12件

2 意見内訳

No.	意見の分類	件数
1	第1章 基本計画の策定にあたって	2
3	第2章 計画の基本理念・基本目標	1
4～11	第3章 DVの防止と被害者の自立支援に向けて	8
12	第4章 計画の推進	1
合計		12

3 提出された意見の市の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	2ページ 基本的な考え方	計画の期間が明記されていないので、明記を願う。	DV防止法において、市町村の基本計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、都道府県基本計画を勘案して定めるとされているため、法律や基本方針、愛知県の基本計画が大きく見直された場合に対応することとしておりますので、本文中にもその旨を追記します。

2	2ページ 基本的な考え方	<p>この計画の期間を定めないのか。</p> <p>現春日井市DV対策基本計画では5年間と定められている。今年策定された愛知県の第3次基本計画でも5年間とあり、具体的に期間を定めないのは実施があいまいにならないか。それとも新かすがい男女共同参画プランとの整合を図るという点で、プランの期間が10年と長いスパンなので、5年と区切らなかったのか。</p>	<p>DV防止法において、市町村の基本計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、都道府県基本計画を勘案して定めるとされているため、法律や基本方針、愛知県の基本計画が大きく見直された場合に対応することとしておりますので、本文中にもその旨を追記します。</p>
3	5ページ 施策の体系	<p>基本目標3に「被害者の安全確保」として現計画では「安心して相談できる体制づくり」に含まれていたものを、独立した柱立てにしたのは評価される。</p> <p>昨今このことが確立されないがために被害に遭い、最悪の結果に陥るケースも多いので、重視すべきである。</p>	<p>本計画に基づき、被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心できる生活が送れるよう取り組んでまいります。</p>
4	7ページ 目標1 DV防止のための啓発・教育の推進	<p>(1)市民への広報・啓発の充実</p> <p>①広報、ホームページ等を活用した更なる啓発で「地域で活動している民生委員・児童委員等に対し～」とあるが、民生委員・児童委員だけでなく、地域でより多くの理解者を増やすために区・町内会・自治会レベルでの啓発活動をし、協力を呼びかけたらどうか。</p>	<p>より多くの市民を対象としたDV防止啓発が重要であると考えており、本計画に記載の「民生委員・児童委員等」には「区・町内会関係者等」も含んでおります。</p>

5	7 ページ 目標 1 DV 防止のための啓発・教育の推進	(2)若年層への教育・啓発の充実で、小中高大の生徒対象に啓発セミナー等行う時に、一緒に保護者にも参加を呼びかけたらどうか。親世代にも自分たちの問題として捉えてほしい。	中学生、高校生、大学生を対象としたセミナー等については、各学校の意向に沿った形態で実施しており、オープンセミナーの実施などを新たに提案してまいります。 なお、市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施しております。
6		(3)加害者に対する取組について、すでに加害者への働きかけを行っている自治体もあるので、情報収集にとどまらず、具体的な取組を行ってほしい。 春日井市の独自権が難しいのであれば、県や周辺自治体を巻き込んでの取組も考えられる。	加害者に対する取組については、国、県の動向を踏まえて対応する必要があると考えており、国においては調査研究の段階としていることから、「国等の調査研究の情報収集に努めます。」と記載しております。
7	11 ページ 目標 3 被害者の安全確保の徹底	(1)被害者情報の保護については、格段の対策を願う。逗子ストーカー事件では、加害者が逗子市役所から情報を得たと供述していることから、市が民事訴訟で訴えられる可能性がある。窓口業務に当たる職員全員の共通認識が不可欠である。	被害者情報の保護・管理の徹底については、職員に対する研修等で周知を図っております。

8	13 ページ 目標 4 被害者の自立 支援の充実	「緊急の生活資金の助成制度について調査・研究します。」では消極的すぎる。施策として位置づけ、きちんと税金で具体的な資金を確保すべき時代ではないか。	被害者のさまざまな状況やニーズに対し、福祉や雇用等各種施策により支援に取り組んでいるところであり、今後関係機関と連携を図り、それぞれの状況に応じた適切な支援に取り組んでまいります。
9		(3)子どもへの支援で、保育園だけでなく、幼稚園も同様に関わってくる問題なので、言葉として「幼稚園」また「幼稚園教諭」を入れていただきたい。	DV家庭に育つ子どもの心理的ケアには関係機関との連携が必要であり、本計画に記載の「保育士や教員、スクールカウンセラー等」には「幼稚園教諭」も含んでおります。
10	14 ページ 15 ページ 目標 5 推進体制の充実	「被害者が諸手続きのために、複数の窓口に出向いて繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることが考えられます。被害者の安全確保と関係部署の円滑な連携を図るために、ワンストップサービスなどについて検討する必要があります。」とあるが、15 ページの「今後の取組」を読む限り、その解決策は明記されていないように感じる。検討する必要があるなら、新たな計画でそのサービスを構築すべきではないか。	庁内の連携体制の強化により、被害者の負担軽減に向けた支援のあり方について、検討が必要であると考えており、その一つとしてワンストップサービスを挙げているものです。

11	14 ページ 15 ページ 目標 5 推進体制の充 実	(3)庁内の連携体制の強化及び (4)関係機関・民間団体等との協 力・連携で「DV対策連絡会議」 「DV対策関係機関連絡会議」 の開催がうたわれているが、こ の2つの会議を各々開催するの ではなく、せめて年に1度は同 時開催してはどうか。連携の強 化という点で重要。	御意見については、連携体 制の強化の方法を検討するう えでの参考とさせていただきます。
12	16 ページ 計画の推進	「春日井市DV対策連絡会議 (庁内11課)の中に保育課も入 れていただきたい。子どもの支 援を考える時、実際に保育課も 関わっており、会議にも参加し 情報等共有すべきではないか。	保育課も追加します。 なお、必要に応じ、関係部 署に対して会議への参加を要 請してまいります。